【F：自身がクリーンであることを証明】

　41ページから42ページ

　尿、血液及びアスリート・バイオロジカル・パスポートを含む検査手続き。

ドーピング検査とは、アスリート自らがクリーンでフェアに競技に臨んでいることを証明するためのもの。ドーピング検査は、アスリートから検体（尿や血液）を採取し、行う。いつでも・どこでもドーピング検査に対応することが、アスリートの責務。

▶この章の目標

1. 自身がクリーンであることを証明するために、なぜ「いつでも・どこでも検査に応じること」が必要なのかを説明できる。
2. 手順に従って、正しく検査を受けることができる。
3. 検査における自身の権利を理解し、正しく行使できる。

▶いつ・誰がドーピング検査の対象になるの？

※対象者=全てのアスリート。

* アスリートは誰でも検査の対象になる。
* どの競技会で検査が実施されるかは、事前に公開されない。
* 障がいを伴うアスリートも、原則同じ手順で実施。

　　　※障がいに応じて、検査手順の変更が認められる場

　　　　合もある。

▶検査の実施場所=いつでも・どこでも。

競技会の期間に行われる競技会検査と自宅やトレーニング場等で行われる競技会外検査。

どんな検査？尿検査/血液検査。

※ABPも実施。

※血液検査には、乾燥血液スポット（DBS：指先の毛細血管からの採血）も導入される。

▶誰が検査するの？

検査権限を有する機関=ADO。

* 国内アンチ・ドーピング機関（NADO）。
* 国際競技連盟(IF/ITA)。
* 主要競技大会機関（MEO）。例：IOC(ITA)、IPC、アジアオリンピック評議会(OCA) 等。

※検体採取者=認定されたDCO（ADOにより研修・養成、認定された検査員）。

日本国内でも、IF から検査されることもある。

* 海外に居住の場合、その国のNADOから検査されることもある。
* 検体の分析は、WADA認定分析機関のみで実施。

▶ドーピング検査におけるアスリートの権利と責務。

* 権利：アスリートは、公平・公正な検査プログラムを受ける権利がある。

1. 成人1名（プラス通訳者）を検査室へ同伴する。（18歳未満の場合は、成人の同伴は必須）。
2. 疑問点をDCOへ質問する。
3. 正当な理由があれば、DCOの許可を得て、検査室へ行く前に必要な用事を済ませる。
4. 障がいやケガで検査対応が難しい場合、DCOの許可を得て、同伴者に補助してもらう。

* 役割と責務：アスリートは、いつでも・どこでも、検査に応じる責務がある。

1. 通告後、検査中は必ずDCO（またはシャペロン）から見える場所にいる。
2. 写真付身分証明書をDCOに提示する。
3. 検査中は必ずDCO（またはシャペロン）の指示に従う。
4. 正当な理由がない限り、通告後すぐに検査室へ行く。

※正当な理由：表彰式出席、メディア対応、クールダウン、ケガの治療、写真付き身分証明書を取りに行くなど。

※未成年（Code上、「Minorは18歳未満」と定義。）アスリートを守るための、ドーピング検査に関する「親権者の同意書」が必要。

▶アスリート・バイオロジカル・パスポート（ABP）。

ABP とは、アスリートからけいじ的に検体を採取し解析する検査方法です。1回の検査で禁止物質が検出されなかったとしても、何度も検査・分析を重ね、けいじ的に観察することで異常な変化を検出し、違反が判明する場合もあります。